

I 保育理念

I-1 子どもの最善の利益の考慮 ①子どもの人権尊重 ②保育方針・保育目標

	社会福祉法人長幼会	評価の着眼点	評価		
			29年度	30年度	31年度
I 子どもの最善の利益の考慮 保育理念	◇子どもの人権に十分配慮すると共に、互いに尊重する心を育てるよう、取り組みを行っている。	1 子どもの人権を尊重した子どもへの接し方や対応等について職員間で共通理解を図る場を持っている。	b		
		2 子どもが自分の意見や思い等を保育者に伝える大切さを職員が共通理解している。	a		
		3 子どもが他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような配慮をすることを職員が共通理解している。	b		
		4 性差への先入観による固定的概念や役割分業意識を植え付けないよう、職員が認識し、共通理解している。	b		
		5 職員は、異文化を受け入れ、それぞれが個性ある一人として認める保育を実践している。	a		
		6 子どもの心身に苦痛や危険等が及んでいるか状況を把握し、適切に対応する体制になっている。	a		
		7 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを全職員が理解している。	a		
		☆			
	◇児童福祉法の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、明文化している。	8 保育士の専門性の基本が、子どもの理解であることを職員間で共有している。	a		
		9 保育方針・保育目標は子どもを尊重したものになっている。	a		
		10 保育方針・保育目標は全職員で検討し、共通理解している。	b		
11 保育方針・保育目標は保護者や地域住民・関係機関に周知している。		b			
☆					